

第 2 回 草 津 市 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 有 識 者 会 議 会 議 録		
日	時	平成26年7月30日(水) 午後1時30分～3時40分
会	場	草津市立さわやか保健センター1階視聴覚室
出席者	委員	久松隆史委員、樋上雅一委員、中村二郎委員、松田正明委員、伊藤英司委員、前田浩一委員、中原勝一委員、垣根和子委員、木津秀子委員、田中一成委員、寺尾敦史委員、佐山眞委員、田中千秋委員〔計13名、順不同〕
	事務局	健康福祉部理事・米岡良晃、健康福祉部副部長・平尾和義、健康増進課長・田中みどり、同課副参事・舟木朋宏、同課参与・田内宏一、同課専門員・佐々木弘和
欠席者	委員	木村富紀委員
会 議	資 料	別添のとおり

### 1 開会

米岡理事挨拶

皆様こんにちは。健康福祉部の米岡と申します。本日は、大変お忙しいところ、また、暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、日頃から皆様には草津市の保健衛生行政に御協力、御支援をいただきましてありがとうございます。さて、本日は、第2回目の「草津市新型インフルエンザ等対策有識者会議」を開会させていただきます。前回は計画の概要ということで、大まかな計画の概要や方向性を提示させていただきました。本日は、素案を提示させていただきます。委員の皆様方の忌憚のない御意見をいただきまして、より良い計画の策定に結び付けていきたいと考えております。どうぞ、よろしく願いいたします。

### 2 委員の自己紹介

第1回会議を欠席され、今回、初めて出席された委員の自己紹介を行う。

### 3 議事

#### (1) 草津市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）について

〔米岡理事〕それでは、次第に従いまして進行させていただきます。次第2の議題(1) 草津市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）について事務局より御説明させていただきます。

〔事務局〕資料1 草津市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）概要、資料2 草津市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）について説明を行う。

〔米岡理事〕では、ただいまの説明につきまして何か、御質問、御意見等はございませんか。

〔委員〕ざっと読まさせていただきましたが、これは国から素案の作り方のようなものが出ていたと思いますが、草津市として独自に書き加えた部分やあえて書き換えた部分等があるのでしょうか。

〔事務局〕政府行動計画が昨年で作られて、それに基づき滋賀県行動計画が本年3月に作成されました。特措法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）の中では市町村行動計画は県行動計画に基づいて作成しなさいとなっており、なおかつ、定めなければならない項目についていくつか規定がございます。先程、資料で説明させていただきました市行動計画における主要項目として実施体制、情報の収集と提供等について書き込まなければなりません。国からは市町村が行動計画を作成する場合は手引きというものが、出されておりますが、保健所設置市であれば、サーベイランスや医療関係を定めなければなりません。草津市は保健所設置の市ではなく、県が設置しておりますので、それ以外の特に市民への予防接種、要援護者への生活支援、火葬能力について県と調整のうえ進めなさいというような、大まかな項目についてそのようになっていきますので、基本的には国、県が示されている内容とほぼ変わらないものです。ただ、市民への予防接種、要援護者への生活支援につきましては、具体的に市行動計画の中では書き込めないで、次第の次の協議事項で予防接種、要援護者のあり方について、資料を提示させていただきながら御意見をいただきたいと思っております。

〔委員〕私は、一番大事なところは県内発生早期だと思います。ここをもっと具体的に書く必要がないのかと思います。例えば、自分が内科の医者の場合で自分の診療所で県内初のインフルエンザ等の患者が出た場合、これを見て、どのようにしたらよいかかわからないと思います。このような計画で皆が動けるのかどうか、わからないのでお聞きしたい。草津市の特徴としては、大きい病院として済生会滋賀県病院と草津総合病院の2つありますよね。2つとも私立の病院ですよね。立地的には草津駅に近い方が済生会滋賀県病院へ行くと思うのです。草津市の中で発生した、栗東市の中で発生した、自分のところで出た患者は病院がとってくれるのかととれないのか。済生会滋賀県病院がとるのかとらないのか。隔離する部屋があるのか。搬送するのは誰に頼むのか。消防署が受け付けてくれるのか。具体的なものがなくてもこれで動けるのか。それを知りたいので、教えていただきたい。

〔事務局〕草津市には市民病院がございませんので、関係機関等の調整をしながらまとめていかなければならないと思っております。ただ、こちらの行動計画の中でお示しするのではなく、別記という形になると思っておりますが、調整をして作成していきたいと思っております。

〔委員〕ちょっと追加をさせていただきます。資料1の2頁の4対策推進のための役割分担の中でも国、県、市の役割分担がありますが、地域医療体制の確

保ということについては、県の役割となっております。県の方も行動計画は出来ましたが、細かいマニュアル等が出来ていませんので、地域医療体制の確保についても細かい点は決まっておりません。先程、委員からありました県内発生早期の医療体制であるとか、もう少しまん延が始まった状態の医療体制であるとかについては、県の方で全部検討していきまして、詳細についてお願いしていかねばならないですし、体制の整備もしていくことになっております。先程、2つの病院が出ておりましたが、早期の段階、一人ひとりの患者の状態が追えるような状態の時、これは期間にしては大変短いと思われませんが、この場合は感染症法に従った形で指定の医療機関、ここですと多くは済生会滋賀県病院であると思いますが、そちらに感染症の病棟がありますので、入院していただく。ただ、非常に限られた数の病床しかありませんので、すぐに満床になってしまうのですけれども、そういったことも対策を考えなければなりません、基本的には感染症法に基づいた対応となります。その後、患者の数が一気に増えることが考えられますが、一人ひとりの患者を追えなくなった状態の中では、一般の医療機関での診療に切り替わってまいります。その時点では、季節性のインフルエンザと同じような診療体制になります。このように初期の段階については、新型インフルエンザ等としての異なる動きがございますので、それについては県の方で医療機関の指定等も含めてこれからですが、詳細を詰めていくという段階となっております。

〔米岡理事〕県と市でそれぞれ役割分担をしているところがございますので、医療の部分についてはどちらがどこまでするか、ということが少しわかりづらいところがあつたと思いますが、委員から補足いただきありがとうございます。

〔委員〕まん延防止や学級閉鎖が進みますと地域ではこれまでも、こんなに季節性インフルエンザが流行っているということがわかったのですが、この有識者会議には学校関係者や教育関係者の方は、同席されなくてもよいのでしょうか。

〔事務局〕そちらにつきましては、庁内の中で関係課会議というものを開催しております。学校関係や埋火葬等を含めた14部署で協議をさせていただいております。学校関係については、そちらで意見を聞かせてもらっております。

〔委員〕もし新型インフルエンザ等が発生した時には、すぐに個別で検査ができないと思われませんが、その場合は保健所がその検査を担っていただけるのでしょうか。それとも検査機関へ送るとか、初期の段階ですよ。

〔委員〕前回、新型インフルエンザが流行った時とほぼ同じような形になるのではないかと思います。新しい感染症ですからそれに対する検査というのは、一般のところでは出来ないで、基本的には国立感染症研究所が中心になって、検査の試薬といったものを作ってもらいます。それを地方衛生研究所、滋賀県ですと衛生科学センターの方で検査のできる体制を作っていく、時間経過によって全国どこでも一律にできるようになるには時間がかか

ると思いますが、そのような段階を踏んで進めてまいりますので、検体を保健所等を通じて衛生科学センターへ運んでそこで1件の検査をする、確定診断については国へ運んでそちらの方で確定診断を作る。このことは初期の段階で行われる。ある程度時間がたつともう少し広く検査ができると思いますので、私どもが検体を集めるというのではなくて、もう少し違う形で県内でできる体制を構築していくことになります。

- [ 委員 ] 検体の運搬というのは想定されているのでしょうか。集配とか。
- [ 委員 ] 現時点できちっとしたマニュアルはできていないのですけれども、前回も県が集配をしておりましたので、今回も同じような形をとると思います。
- [ 委員 ] 以前、ブタインフルエンザと言われました数年前の時に、ワクチンができるまでに長い時間かかりました。新型が発生しますと当然、新しいワクチンができるまで時間がかかるとは思います、できたとしてもワクチンの数がすごく少ないと思いますが、そうすると接種順位を決めなければならないと思います。例えば、この前のインフルエンザの時にも接種順位が決められていて、私どもの老人ホームは後の方でしたが、接種順位等は未発生期に検討して決めておくべきものではないかと思うのですが、資料1の市行動計画概要5頁、県内発生早期の市民に対する予防接種では、「接種順位が決定され次第」とありますが、こんなところで決定されるのではなく、もっと前の段階の未発生期の段階で決定しておくべきと考えます。
- [ 事務局 ] 前回もそうでしたが、医療関係者の方が一番最初に接種していただき、基礎疾患を有している方とか妊婦の方等、基本的には資料2市行動計画素案の9頁を見ていただきますと(イ)特定接種の接種順位ということで特定接種という言葉が出てくるのですが、先程も説明させていただきましたが、予防接種には、特定接種と市民への予防接種の2種類ありまして、特定接種といいますのが、国家公務員、地方公務員、医療関係者、消防関係者、医薬品等販売業者含めまして色々な業種があるのですが、まず、海外で発生した段階で国内に入ってくる恐れがある段階で国の方から特定接種を始めなさい、という要請が県を通じて市へまいります。医療関係者等から特定接種を始めます。市民に対する予防接種は、新型インフルエンザ等の発生したウイルスを見極めながら、10頁に(カ)市民に対する予防接種の接種順位の基本a、b、cとありますが、基本的にはその順番で進めていく、これが国の今現在の基本的考え方です。ただ、発生した新型インフルエンザ等のウイルスの種類によって重症化する対象者が異なりますので、国で有識者委員会を開いて接種順位を国の方で決定されて正式に決まります。基本的な接種順位は10頁に書いてありますが、今の段階ではこのような表記をさせていただいております。
- [ 委員 ] 新型インフルエンザ等の中には新感染症ということで、まだ世界にないものも含まれておりますので、その病気については全然わからないものです。高齢者に対してこわい新型インフルエンザ等もありますし、小児に対してこわい新型インフルエンザ等もありますので、それは発生状況を見てみな

いとわからないので、基本ラインは決めてあるのですが、あとは実際にでてきた病気の中身を見て国の方で優先順位をつけてこられますので、それを受けて市の方も市民に対する接種順位を決めていくということになります。

〔 委 員 〕 マスクについて質問があるのですが、以前の新型インフルエンザが流行った時に、マスクが市場からなくなってしまい、買えない状況がありましたが、パンデミックが起こった際にマスクの供給は、商業ベースに任せるのか、行政が対応するのか、マスクは非常に予防のうえで大切な道具の一つだと思いますので、確認したいのですが。

〔 事 務 局 〕 今おっしゃられたマスクもそうですし、消毒液等を含めて色々な資器材の備蓄があるのですが、法律の中では新型インフルエンザ等が発生した場合の備蓄品は、それぞれ国、県、市も一定の備蓄をしておきなさいとなっております。ただ、災害時における備蓄も兼ねることができるとなっております。本市におきましては、マスクの備蓄と言いますのは、やっていないというのが、現状です。市民に対するマスクにつきましては、市販されているサージカルマスクで対応していただくこととなります。マスクがまん延期に市場からなくなるようなことがないように、日頃から各家庭でも一定の備蓄をしておいてくださいということも計画素案の中に記載しております。市でも全て備蓄をすることができませんので、スーパー（イオン）と災害時における備蓄の供給の協定を結んでおりますので、災害時だけではなく新型インフルエンザ等が発生した時にもお願いしたいと今のところ考えております。そのあたりは、庁内の関係課と調整しているところです。

〔 委 員 〕 資料1概要の2頁の7その他のところに「新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく、組織体制、関係機関との連携等については、別途協議し、計画に記載する。」とありますが、これはこの有識者会議とは別にそのような協議がなされて、行動計画に記載するという意味ですか。ということは、別途協議された内容を盛り込んだものが、この計画になるということですか。

〔 事 務 局 〕 先程、申しました関係課会議の中で、市庁内の体制、関係機関との連携等については協議しておりまして、役割分担の調整ができ次第、載せていく予定をしておりますが、詳しいことはマニュアルに記載することとなりますが、大まかなところにつきましては、行動計画に載せていきたいと思っております。前回の有識者会議で国、県の計画をお渡しさせていただきましたが、それぞれ段階ごとの実施体制につきましては、どこが担当するのか。市ですと予防接種の対応は、健康福祉部が対応する。今現在、調整中ですが、どこの部署が何を対応するのかを表記をさせていただきたいと考えております。

〔 委 員 〕 それを載せた行動計画として、この有識者会議において認めると言いますが、策定にもっていくということですか。内容もこの計画の中に盛り込ん

だうえて、この有識者会議でこのようにいきましょうということなのか、それとも、この有識者会議とは別途、協議されたものが、この行動計画とは別に添付資料みたいな形で付くようになるのか。時系列的なものがありますので。

〔事務局〕資料2の行動計画素案の35頁に「草津市新型インフルエンザ等対策本部条例」が昨年、施行させていただきました。組織としましては、これは特措法でも規定されておりますが「本部長」は市長であります。あと「副本部長」、「本部員」このような中で対策本部をおくと、対策本部の中でそれぞれの役割分担をする所属を現在のところ具体的に庁内の中で調整しておりますが、この計画の中には実施体制については〇〇部というような表記をさせていただいて、今回は計画の素案でございますので、本日、御意見をいただきながら最終的に秋頃には成案を有識者会議の中でお示しさせていただく段階には、担当する部署を表記させていただいて、有識者会議にはもう一度、御意見をお聴きしたいと考えております。ただ、具体的な所掌事務のところまでは、この計画の中には参考資料として添付させていただくかもわかりませんが、実施体制の「本部員」はどこどこ、「副本部長」、「本部長」そのあたりの体制について記載をさせていただければと思っております。

〔委員〕前回の有識者会議の中で行動計画作成スケジュールを示されておられますが、本日、第2回目ですね、その後、第3回目が10月に予定されており、最終計画案意見聴取としてパブコメにかけるべき行動計画の中に「新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく、組織体制、関係機関との連携等については、別途協議し、計画に記載する。」というものが、載るのか載らないのかをお聞きしたい。

〔事務局〕任務分担までは、行動計画の中には記載せずに実施の体制であります本部体制は「本部長」は誰、「副本部長」、「本部員」はどこまでというところぐらいまでを記載をさせていただきたいと思っております。

〔米岡理事〕どこまで細かく記載するかにつきましては、今後、庁内でも検討させていただきますけれども、可能な範囲で行動計画に記載したものについては、次回の第3回目の有識者会議でお示しできるように、今、並行して庁内で検討を進めているところでございますので、今後、検討を行い何らかの実施体制を記載のうえ、次回ここでお示しさせていただきますので、スケジュールとしては、そのように御理解いただければと思っております。

〔委員〕資料1の概要2頁7その他には、「また、今後、任務分担に基づきマニュアル作成を行う。」と書いてありますが、先程、委員の質問で「この行動計画で対応ができるのか。」の回答として「それぞれマニュアルを作っていく。」とのことでしたが、マニュアル作成のスケジュールについては、どのようになっているのか。要は急がないといけないのではないですか、と言いたいのですが、行動計画は先程、説明があった内容を盛り込んで10月に第3回の有識者会議を行ってその後パブコメをかけるということ

ですね。マニュアル自体はその時に間に合うのか間に合わないのか。それとも、12月の第4回にパブコメの結果報告と最終的な修正で行動計画として策定するとなっていますが、その時にマニュアルも私達に示していただけなのか。それとも、私達とは別途のところでマニュアルを作成しましたとホームページ等に載せて周知するのか。そのあたりはどのようなスケジュールを考えておられるのか。

〔事務局〕マニュアル作成につきましては、前回も御説明させていただきましたが、パブコメ等もございますので、秋口からスタートをさせていただきます。任務分担等につきましても7月25日に庁内の関係課会議を開きまして、その際に任務分担案を示しており、行動計画素案と併せて8月の20日頃までには各課の意見を聴いて、それをまとめましてさらに各課の聴き取りをすることになっております。

〔米岡理事〕マニュアルが実際にできるあがる時期というのは、行動計画よりも少し遅れるということで御理解いただくということで。

〔事務局〕秋にパブコメをかける内容としましては、御意見いただいた中で最終的な成案をかけさせていただく。マニュアルにつきましては、秋ぐらいから、かからしていただいてパブコメ結果の報告の際にお示しできれば良いのですが、もう少し今年度いっぱいぐらいまではかかるのではないかと。国から示されているガイドラインというものがあまして、ボリュームは200頁ぐらいありまして、その中に予防接種、要援護者等の具体的な方法が示されております。それに基づいてそれぞれ市が応じたマニュアル作成してまいりたいと考えておりますので、項目本数としては5、6本以上のマニュアルを作成しなければならないと思いますので、第4回目のパブコメ報告結果の時には、まだできていないと思います。ただ、庁内のそれぞれ担当部署がありますので、私ども事務局の方で全てマニュアルを作成することはできませんので、予防接種につきましても国の原則を示したものに対して市の考え方など御意見をいただきながら、特に市の大きな業務といたしましては、予防接種のあり方と要援護者に対する支援のあり方、情報提供をどのあたりまでするのか等をマニュアルで作成する予定をしておりますので、第4回目の有識者会議ではお示しできないと思います。

〔委員〕秋のパブコメをかける段階では、マニュアルはできていないということで、素案としてのこの行動計画をパブコメにかけるとのことですが、パブコメにかけるとことは情報の提供ではなくて、意見の収集ということですね。ということは市民から意見がどれだけでくるのかということですね。もっと具体的なものがないと市民からの意見がでてこないのではないかと思います。この行動計画だけでは国、県の行動計画に基づいて市はこういう役割を担わされているからこの行動計画をしますというだけで、具体的にどうするのかというマニュアル的なものまで落とし込んだものをパブコメにかけないと市民からは意見はでてこないという気がします。このままならただ単にパブコメかけました、こういう意見がでました、そし

て修正しましたという形だけになると思います。スケジュールでいくと行動計画の公表は来年1月となっているので、それで急いでいるだけでそこに中身が伴っていないと思います。パブコメをかけるのであれば、庁内で調整をしてそれぞれマニュアルを作って、それを含めて市民の皆さんにこういうことでやろうとしているのですがどうですかと、そのうえで意見を反映させて市としての計画、それを落とし込んだマニュアルというようにしないと、行動計画これだけをさらっとやれば、国、県から言われて形だけやっていることになりはしないかとそう懸念します。

〔事務局〕パブコメで市民の方から意見がどのくらいでくるのかにつきましては、実施してみないとわからないのですが、実際、マニュアルがないとどこを見て良いのかというもおっしゃるとおりだと思いますが、行動計画をまず作って大枠を決めないとマニュアル自体も進めないというところがありますので、パブコメに間に合うかわからないのですが、8月20日頃の庁内での結果をいただいて、その結果で急いで進めるものなら、なんとかかんばっていきたいのですが、今の段階では、それに間に合わせて作成するということは、この場ではお約束できる状況ではありません。

〔米岡理事〕今回、市としてこの行動計画をパブコメにかける意図としましては、市で各種計画を策定する場合にどのようなものをパブコメにかけるのかについて一定の基準を市の方で定めております。その基準に機械的にあてはめますとこの新型インフルエンザ等の行動計画につきましては、行政が中心となって実際に事が起こった時にどのような対応をとるのかという実施計画でございますので、必ずしもパブコメをかけなくてもよいという種類のものでありますが、ただ行動計画の中身には行政が取り組む内容だけでなく、市民の方へ日頃からこのようなことに努めていただきたいというような市民の方へ求めるような内容についても記載していたり、外出の規制をすることがあり得るという市民生活に直接関係する内容も含まれておりますので、周知という意味もございますし、市民の方へ求める内容といたしましてこれでよろしいですかという御意見を伺うという意味も含めてパブコメをかけさせていただいた方がより好ましいのではないかと考えておまして、必ずしなければならぬものではないけれども念のため内容を考慮してパブコメをかけさせていただくものと考えておりますので、御配慮いただいて御理解をいただければありがたいと思います。細かいマニュアルについては少し時期的には行動計画よりも遅くなりますが、できる限り早い段階で作成できるように並行して検討して進めてまいります。

## (2) 予防接種の実施体制の構築について

〔米岡理事〕それでは、次第2の議題(2) 予防接種の実施体制の構築について事務局より御説明させていただきます。



〔事務局〕資料3 予防接種の実施体制の構築について説明を行う。

〔米岡理事〕それでは、御質問、御意見をいただきたいのですが、今、御説明させていただいたとおり既に国の方で方針を決められている部分もごさいますが、特に資料3の7、8頁の太枠のところは草津市の考え方としまして国の考え方と違う接種方法を提案している部分がございますので、このあたりも御質問、御意見等がありましたらよろしくお願ひします。

〔委員〕例えば障害者などの方で集団接種ができない方がおられますが、ワクチンは100人用のバイアルで提供されると書いてありますが、それとの整合性をどのように保たれるのですか。小さなアンプルで補給されるのかどうか。

〔事務局〕国の今の考え方は、前回ですと個別接種が原則であり、今回は集団接種が原則に変わっております。ワクチンのアンプルも10mlのバイアルで実施する予定です。成人ですと0.5で3週間の間をおいて2回接種しなければならない。国の有識者会議等の議事録を読んだのですが、そのあたりのことはあまりふれられておりません。小児の場合ですと小さい注射器で何ml分を使いなさいということがありますが、前回の平成21年の新型インフルエンザの時も中々追いつかなかったということがありましたので、今回、バイアルが大きくなっていると思われます。今、委員が御指摘していただきました件につきましては、具体的には示されていないというのが実情でございます。国が本年3月に示しておりますものは暫定版であり、市町村が予防接種を行うための体制づくりについて検討しておきなさいというようなものです。通常の予防接種につきましては、予防接種の接種要領がありますので、新型インフルエンザ等予防接種につきましても恐らく別枠で確定版で全国で同じように予防接種するために示してくるのではないかと考えております。今のところは、そこまで定まっていないのが実態です。

〔委員〕原則はそうですが、前回を見ていると多分10mlだけが供給されるのではないと思ひます。もう少し少量のものも供給されるだろうけれども、今回は10mlが原則となつて少し特殊な場合に打てるものが別に供給されるのではないかと、これは書いていないのでわからないのですが、多分そのような形になると思ひます。

〔委員〕基礎疾患を有する者について国は地域集団接種であつて草津市の場合には通院中の医療機関において個別接種であると、個々の医療機関に10mlのバイアルで供給された場合にロスがでてしまうので、例えば、その日に1名だけワクチンを使用するというのはできないと思ひます。国の方針と草津市の方針ではバイアルの使い方が変わってくると思ひます。広報等で通院中の医療機関で個別接種してくださいと表記されるのであれば、通院中の医療機関に事前に連絡を入れて、個々の医療機関単位で

集団的に接種することができることによって、バイアルを有意義に使用できるような形をとる必要があると思います。そのあたり、草津市として個別接種という方法をとられるとのことで、どうなっておられますか。

〔事務局〕今、委員がおっしゃられていることはもつともだと思います。国が示しておりますのは、あくまで集団的接種という言い方でして、手引きを見ていると基礎疾患を有している方は地域での集団接種が原則であると示されているのですが、市の方で基礎疾患を有している方は実態として把握できない状況です。例えば、何月何日どこの会場で何時から地域集団接種をしますと個別通知、周知する場合に基礎疾患を有している方に市はアプローチできない、ところが国は集団接種をする時に市内の医療機関から基礎疾患を有する方の名簿をもらいなさい、それをもらってから個別通知する方法もありますよということですが、国から示している暫定版の手引きは結構、無理なところがございまして、予防接種の実施主体は市町村になっておりますが、市町村の判断で医療機関に委託することも可能ですよ、個別接種もあり得えますよ、という表現なので、市としましても基礎疾患を有している方を把握できませんので、まずは、かかりつけ医で一番その方の状態を知っておられるところで個別接種をしていただければリスクが少ないと考えますが、ただ、バイアルの大きさの問題はあると思います。先程、委員が言われた全てが10mlのバイアルだけでなく、小児用、妊産婦用等、別のものが考えられるのではないかと考えております。いつ発生するかわからないのですが、国の考え方はそのような状態ですので、そこまで書ききれないものです。

〔米岡理事〕委員から御指摘いただきました部分は、とても大事な論点かと思っておりますので市でこれから具体化して行く中で参考にさせていただければと思います。

〔委員〕資料3の予防接種の実施体制の構築についてと行動計画素案との関係と伺いますか、位置づけと伺いますか、全然別個なものでしょうか。

〔事務局〕関連はしておりますが、行動計画素案で記載させていただいているのは、国は技術的な支援を行う、県は市と連携し協力を行うという言い方でとどまっております。それはあくまで実施主体は市ですということですが、今回、有識者会議の中で医師会、地域の皆様の方に御意見をお聴きしておりますのは、行動計画の中に個々具体的に落とし込めない部分がございますので、予防接種ですと当市では市民病院を持っておりませんので医師会、各医療機関に先生方の出勤のお願いをさせていただきながら協力して進めてまいらなければなりません。行動計画案の中にどの医療機関、どの学区の学校で接種するというのは落とし込めないところがありますので、国は予防接種の手引きをこのように示していますが、市としてはこのような考え方で御意見を聴きながら、別途マニュアル的なものを作成しまして実際に発生した時の体制を構築していきたいと思っております。

〔 委 員 〕 資料3の予防接種の実施体制の構築についてという文書については、行動計画を補完する、補足するというものという位置づけですね。そうすると、国、県の行動計画には特定接種と住民接種という言葉ですが、市の行動計画の方には住民接種ではなくて市民に対する予防接種という用語にかわっているのです。市の計画は住民接種ではなくて市民に対する予防接種という用語にかえていて、資料3が市の行動計画を補完するものであれば、市民に対する予防接種という用語にしないと整合性がとれないと思います。

〔 事 務 局 〕 わかりました。申し訳ございません。

〔 米 岡 理 事 〕 予防接種の実施方法に対して高齢者に対する施設での接種を一部お願いするというお話をさせていただきましたが、委員のお立場から御意見ありましたらお願いします。

〔 委 員 〕 予防接種に関しましては、今までのインフルエンザの予防接種も毎年、どの施設でも同じようにされていると思います。日時等を決めて行いますので、私どもが気になるのは接種順位がどうなるのかぐらいで、ワクチンさえあればと思っております。

(3) 新型インフルエンザ等発生時における要援護者対策の進め方(案)および要援護者協力者への依頼内容等(案)について

〔 米 岡 理 事 〕 それでは、次第2の議題(3)新型インフルエンザ等発生時における要援護者対策の進め方(案)および要援護者協力者への依頼内容等(案)について事務局より御説明させていただきます。

〔 事 務 局 〕 資料4 新型インフルエンザ等発生時における要援護者対策の進め方(案)および要援護者協力者への依頼内容等(案)に基づき説明を行う。

〔 米 岡 理 事 〕 それでは、ただいまの説明につきまして何か、御質問、御意見等はございませんか。

〔 委 員 〕 災害時の要援護者の登録のことですが、その登録基準とかどのようなものでどの部署がされているのでしょうか。

〔 事 務 局 〕 災害時要援護者の登録につきましては、何年か前から民生委員児童委員、地域の自治会等に御協力いただきながら、民生委員児童委員の方には高齢者の方々を個別訪問していただきまして、災害時に支援が必要であるかどうかを同意方式で草津市の場合、行っております。それ以外の方につきましては、自治会の御協力を得て独居者、障害者等の災害時に避難することが一人ではできないとか、災害時要援護者の名簿を地域の役員の御協力をいただいて当市では同意方式で行っております。それはあくまで、災害時の要援護者として御本人が同意されているものでありまして、新型インフルエンザ等の場合、そのまま使用することができないという

こと。国のガイドラインによりますと新型インフルエンザ等要援護者と災害時要援護者とは全く同じではなく、新型インフルエンザ等要援護者の方が範囲が狭くなっております。ヘルパーがいなければ移動ができないとか介助者がいなければだめであるとか、本市としては災害時要援護者の対象者をリストアップしながら地域と御相談させていただきながら、精査して新型インフルエンザ等要援護者の範囲を確定していく必要があると思っております。

〔 委員 〕 民生委員の立場から申しますと、災害時要援護者登録制度を市の危機管理課と75歳以上の方を対象に登録申請をおすすめしております。しかし、ご近所で2名の方に見守りをお願いすることになってはいますが、そこが中々の難点で登録したくてもできないという状態にあります。また、75歳以上が基準となっておりますが、先程、予防接種の中で高齢者は65歳以上の方が対象になってはいますね。要援護者と別のことですね。また、資料4の最後の方に体制の見直しというところで協力団体の一つ、依頼先としての民生委員は見守りで対象者とかかわっておりますが、先程の災害時要援護者登録制度に関しましては市危機管理課と各町内会が協定を結ぶことで強力体制が強くなるものですが未協定地区もあり、そうなりますと民生委員だけでは到底見守ることができません。町内会、介護支援事業者など皆さんのお力が重要なので、体制にもれないようにしていただきたいと思っております。また、定期的に対象者宅を訪問する際、感染に対する注意喚起をする内容等のチラシを早めに作成できれば、一つの予防手段にもなるのではと思っております。

〔 米岡理事 〕 先程、事務局からの説明にもありましたが、全く新しい新型インフルエンザ等要援護者リストを作るのは中々難しいというので、災害時要援護者リストを活用しながら、若干見直す必要があればその部分は検討していくという方向で、今の御意見を踏まえながら検討させていただきますのでよろしくお願いいたします。

〔 委員 〕 資料4の1頁の中段右側に要援護者支援体制の構築とありまして、その中に「関係団体、事業者等」、「協力者」、「協力依頼先」その下の囲みの中に「協力団体」色々な用語が出てくるのですが、この中で「協力者」というのがどういう位置づけ、どのように「協力者」になってもらうのか、先程、災害時要援護者の登録のところで委員が言われたあのリストでは「支援者」でしたか、それとこの「協力者」と同じ人なのかどうか、どう考えておられますか。

〔 事務局 〕 災害時要援護者での「支援者」とこちらの「協力者」は別です。こちらの「協力者」は、市としましても全て市の方でできないので、地域の方々に協力をお願いする協力者というように捉えていただければありがたいです。

〔 委員 〕 この災害時要援護者で危機管理課に登録しているのは、災害時要援護者避難支援計画といういわゆる支援者も含めて登録しているわけです。先

程言われた、「支援者」と「協力者」が違うということとなると、要援護者に対して、この部分はこちらの人、この部分はこちらの人と分けてくると縦割りみたいになって、私はそんなことは聞いていないと、なつてややこしくなると思うのです。「支援者」と「協力者」を分ける必要はないと思いますが。

〔事務局〕具体的にマニュアルを作る時には、今は、私どもの立場として「協力者」という書き方をさせていただいたのですが、それも含めて整理させていただきます。

〔委員〕紙面に書かれている「協力者」という文言を確かめていただいて、災害時要援護者申請用紙に書かれている「支援者」と統一していただかないと申請する当人は、また、新たに違う人を頼まなければならないのかと困惑されることとなります。よろしくお願いします。

〔委員〕資料4の2頁の要援護者協力者への依頼内容等ですが、協力者に対する内容を検討と書いているところに安否確認、食材の配達とかありますが、要援護者というのは非常に範囲が広い、民生委員は75歳以上とか要介護何級以上とかあるのですが、私どもとしてはそういうことに一切とらわれない若い方であっても、耳がとおいとか、足を骨折して歩けない方など色々なものがあって要援護者というものが年齢とは関係なく登録されているわけです。従って協力者へ協力を依頼する事項の中に、例えば予防接種であるとか、チラシを配ってもわからない方はたくさんおられます。口頭で説明しても認知症のような方もおられますので、この要援護者の対象者を確定して協力者に依頼する内容の範囲をもう少し広げていただいて新型インフルエンザ等に対する予防接種であるとか、それに関する学習みたいなこともこの中へ入れていただければと思います。

〔事務局〕国の要援護者の支援といいますのが、県内に新型インフルエンザ等が発生して感染期になった段階で緊急事態宣言が出される場合があり、その場合は国から県を通じて外出禁止の要請とか色々な要請が出てきます。要援護者の方が外出の自粛要請となった場合に、支援いただいている方がいると思いますが、買物に行けないとなれば、日常生活用品が滞って孤立化する恐れがある。そのようなことを想定して行動計画素案では県内感染期で県からの要請を受けて要援護者に対する支援をするとさせていただいております。委員が言われた予防接種では、対象としては地域での集団接種となってくるとは思いますが、移動困難な方はそれぞれ訪問して接種するという方法しかできないと思いますので、そうした方法も考えていかなければなりません。要援護者支援の中に予防接種を含めるかについては、内部で検討させていただきたいと思います。

〔米岡理事〕予防接種の話もありますし情報提供などについてもこちらに入れた方がよいのではないかという御提案ですよね。そこも含めて検討させていただければと思います。

〔委員〕心身ともに様々な方がおられる中で私達サービスの介護事業所が既に

契約してヘルパーなど入っている方は私達が協力者して最大限の協力できるのですが、それ以外の方、認知の問題であったり、身体の障害のある方はどうしても発見が遅れますし、食材の配達、提供とありますが、玄関先まで提供しても全て完結する問題ではありませんので、そこで食事介助が必要であったり、水分補給が必要であったりする方の方を決めたとしても実際していただけるか、かなり難しいと思いますし、そのあたりのこともしっかりとしていただきたい。これは感染していない状態を想定して書かれてあると思いますが、既に感染した状態で食事介助はかならず必要な方がたくさん出てくると思います。このあたりのことはもっとマニュアルを作っていく必要があると思います。

〔米岡理事〕具体的にマニュアル等を整備していく中で、いただいた御意見を踏まえて検討させていただきたいと思います。

〔委員〕要援護者というのは、災害時ということですか。例えば、難病の方とか重度心身障害者の方の介護の方が新型インフルエンザ等になったらそれらの方はどうするのか。

〔事務局〕災害時要援護者の登録の中には、難病の方も通知をさせていただいて登録していただける方については登録させていただいております。身体障害者も含まれております。

〔委員〕介護者が新型インフルエンザ等に感染して倒れた場合どうするのか、そういうことも考えておいてもらわないと困るのではないかと思います。

〔米岡理事〕普段は介護者がおられても、その介護者が倒れた場合どうするかですね。中々、難しい御指摘をいただきましたけれども、検討する中で考えさせていただきます。

〔委員〕要援護者対策の進め方の中で協力者というのは非常に重要な位置づけにあると思いますが、協力者の方に対してワクチンの話とかぶってくるのですけれども、優先順位を高める方が良いと思いますが、特定接種の対象者を見ていると公務員、議員、消防団と民間の火葬などの事業者は入っていますが、協力者の方は入っていないですね。普通の住民接種の枠に入ってくると思うのですけれども。協力者の方が倒れるとこのシステム自体が成り立たないと思いますので、何らかの対策が必要ではないかと思います。

〔事務局〕確かに特定接種の中には、範囲として要援護者の方に御協力いただく方は入っておりませんが、市民に対する予防接種順位にも入っておりません。国の取扱いとしましては、健常者と言えども語弊があるかも知れませんがそのような順位、一般の受けていただく方と同じです。国も実施要領を定める中で範囲に入ってくるのかと言われますと、入ってこないような気がします。そのあたりは県の方に確認しながらどのような取扱いをさせていただくかについては、今後、検討する必要があることは認識しております。

〔米岡理事〕先程、委員からもお話がありましたとおり、ベースにしようとしており

ます災害時要援護者登録制度自体がまだ発展途上にありますので、すぐに100%の体制を作るというのは困難な部分もあると思いますが、可能な範囲でより良い体制を作れるように、本日の御意見を踏まえて検討を進めさせていただき、マニュアルに反映させていただきたいと思いますので御理解の程よろしく願いいたします。最後にその他としまして、各委員の方から何かありましたらと思いますが、よろしいでしょうか。それでは事務局から報告事項等ありますか。

〔事務局〕今回、有識者会議でいただきました御意見につきましては、市の方で検討させていただき、適宜、修正等を行いまして、第3回の有識者会議で行動計画案やその他関係資料につきましても御提示させていただきたいと考えております。その後、市民へのパブリックコメントを実施する予定でございますけれども、次回、第3回の有識者会議を10月上旬に予定しておりまして、開催日につきましても追って後日、調整させていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

〔米岡理事〕それでは、以上で本日の議事を終わらせていただきます。長時間にわたりまして活発な御意見をいただきまして誠にありがとうございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございます。

【以上、概要編集】